別記様式（第2条関係）

租税条約に関する住民税の届出書

年　　月　　日

箱根町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所（居所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき次のとおり届け出ます。（昭和40年6月10日付け自治府第62号自治省税務局長通達に基づき、次のとおり届け出ます。）

　　所得税については、日本国と　　　　　　　　との間の租税条約第　　　項により、租税条約に関する届出書を　　　　年　　月　　日に　　　　税務署に提出して免除を受けています。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 住民税の免除を受ける者 | 氏名 |  | | |
| 住所（居所） |  | | |
| 生年月日 |  | 個人番号 |  |
| 国籍 |  | 入国年月日 |  |
| 在留資格 |  | | |
| 在留期間 |  | | |
| 入国前の住所 |  | | |
| 免除となる所得 | 支払者名称 |  | | |
| 支払者所在地 |  | | |
| 契約期間 |  | | |
| 所得の種類 |  | 支払金額 |  |
| 支払方法 |  | 支払期日 |  |
| 職務の内容 |  | 資格 |  |
| 納税管理人 | 氏名 |  | | |
| 住所 |  | | |
| その他参考となるべき事項 | |  | | |

⑴　毎年3月15日までに提出してください。提出されないと住民税の免除は受けられません。

　（通達に基づく免除の場合は、3月20日までに提出してください。）

⑵　添付書類

　・租税条約に関する届出書の写し（税務署の受付印があるもの）

　・在学する学校の発行する在学証明書（留学生の場合）

　・訓練を受ける施設、事業所の発行する事業、職業又は技術の修得者であることを証明する書類（事業修得者等）